

令和4年定例会 12月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和4年12月15日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和4年9月8日～令和4年12月1日

日時	活動区分	内 容	頁
9. 8 (木) 15:55～16:40	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 9月定期議会中における調査事項について ■ 決算審査特別委員会における副委員長の選任について ■ 9月定期議会に係る委員会調査報告書について ■ 議会による事務事業評価について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名</p>	—
9. 14 (水) 9:55～16:00	所管事務調査① (議案調査等)	<p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について ■ 株式会社いしこしの経営状況について ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算 ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平筒沼ふれあい橋の破損状況と今後の方向性について <p>《総務部、上下水道部、東和総合支所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 継続費精算報告について ■ 令和3年度登米市健全化判断比率の報告について ■ 令和3年度登米市資金不足比率の報告について ■ 放棄した債権の報告について ■ 登米市令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する条例の制定について ■ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ■ 登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について ■ 登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ■ 市の境界変更について ■ 境界変更に伴う財産処分の協議について ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算 ■ 令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算 	—

日時	活動区分	内 容	頁
9.14(水) つづき		<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律の改正に伴う（仮称）登米市個人情報保護法施行条例の制定等について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7名 総務部 平山部長ほか 15名 上下水道部 佐藤部長ほか 2名 東和総合支所 芳賀支所長 まちづくり推進部 永浦部長ほか 6名</p>	—
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <p>■議会による事務事業評価について</p> <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7名</p>	—
9.16(金) 9:58～15:25	所管事務調査② (議案調査等)	<p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和4年度登米市水道事業会計補正予算 ■令和4年度登米市下水道事業会計補正予算 ■令和3年度登米市水道事業会計決算認定について ■令和3年度登米市下水道事業会計決算認定について <p>《会計課・契約検査室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について ■入札契約監視委員会の運営状況について <p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■訓練中の事故について ■令和4年度登米市一般会計補正予算 ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について ■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7名 上下水道部 佐藤部長ほか 7名 消防本部 大森消防長ほか 5名 消防署 河野消防署長 会計課・契約検査室 佐藤会計管理者ほか 5名</p>	—
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について ■議会による事務事業評価について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
9.21(水) 10:00~17:15	所管事務調査③ (議案調査等)	<p>《総務部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和4年度登米市一般会計補正予算 ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について ■令和3年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について <p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■財産の取得について ■令和4年度登米市一般会計補正予算 ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について <p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和4年度登米市水道事業会計補正予算 ■水道料金等改定に関する検討状況について <p>[出席者] 須藤委員長ほか委員7名 総務部 平山部長ほか11名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 上下水道部 佐藤部長ほか6名</p>	6
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について ■議会による事務事業評価について ■その他 <p>[出席者] 須藤委員長ほか委員7名</p>	—
10.20(木) 10:00~11:20	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■意見募集テーマの選定について ■今後の所管事務調査について ■議会だより掲載原稿の確認について <p>[出席者] 須藤委員長ほか委員6名</p>	—
11.4(金) 9:59~15:10	所管事務調査④	<p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について <p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第2次登米市地域公共交通再編計画(素案)について <p>[出席者] 須藤委員長ほか委員7名 消防本部 大森消防長ほか5名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名</p>	11

日時	活動区分	内 容	頁
11. 4 (金) つづき	協 議	<p>《委員のみ》</p> <p>■行政視察について</p> <p>■その他</p> <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名</p>	—
11. 9 (水) ～ 11.11(金)	行政視察	<p>【視察先：新潟県十日町市】</p> <p>■移住・定住促進策の取り組みについて</p> <p>【視察先：新潟県新発田市】</p> <p>■新発田DMOの取り組みについて</p> <p>【視察先：新潟県三条市】</p> <p>■災害に強いまちづくりについて（水害対策）</p> <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長 総務部 小野寺理事</p>	18
11. 22 (火) 9:59～11:18	所管事務調査⑤ (議案調査)	<p>《総務部》</p> <p>■条例の一部改正について</p> <p>■令和4年度登米市一般会計予算について</p> <p>《上下水道部》</p> <p>■令和4年度登米市水道事業会計予算について</p> <p>■令和4年度登米市下水道事業会計予算について</p> <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員6名 総務部 平山部長ほか7名 上下水道部 佐藤部長ほか5名</p>	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和4年9月21日(水) 午後3時30分～午後4時40分

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

＜上下水道部＞

水道料金等改定に関する検討状況について

4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(上下水道部) 部長 佐藤嘉浩、次長兼経営総務課長 千葉智浩、
副参事兼経営総務課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 鈴木安宏、課長補佐 佐々木康朗、
下水道施設課長 星 勝弘、課長補佐 杉田将幸

(議会事務局) 主査 大久保潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■水道料金等改定に関する検討状況について

(概要)

持続的な経営と、安全な水を安定的に供給するため、「登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会」及び「登米市上下水道事業運営審議会」において検討が進められている料金等の改定について、現在までの検討状況を調査したものの。

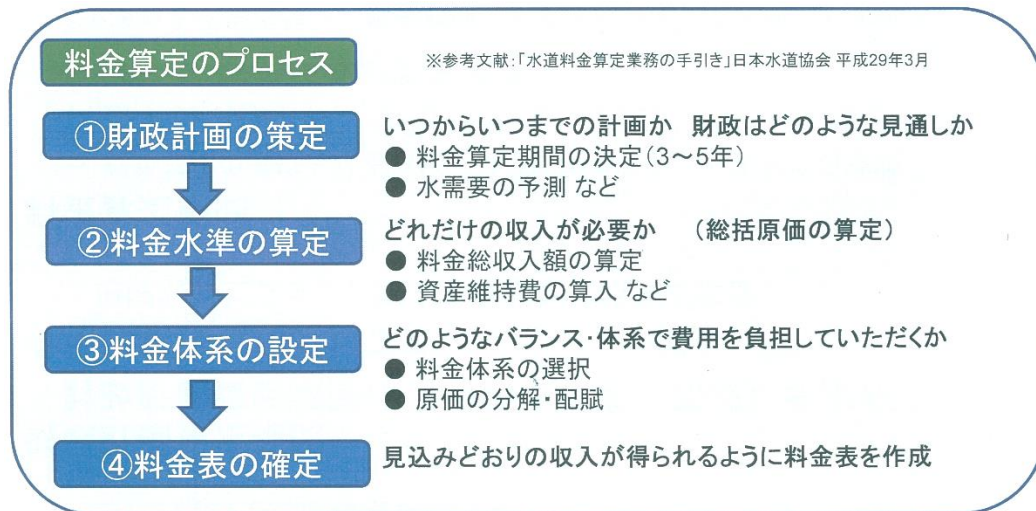
水道料金の改定について

1. 改定の目的

料金算定期間（R5～R8）における営業収支の改善と留保資金の確保を目的とする。

- ①水道事業の本旨である安全な水を安定して供給する体制の継続をはかる。
- ②安定した経営基盤の構築と持続可能な供給システム体制を整える。

2. 水道料金等算定の仕組み



3. 料金改定における目標経営数値

- ①営業収支比率 100%以上
- ②料金回収率 100%以上
- ③流動比率 250%以上
- ④留保資金残高 10億円以上

※上記4つの項目を当てはめて料金を算定した場合、料金算定期間の収入が多くなり、結果的に使用者の負担が増えてしまうことから、今後見直しをする予定としている。

4. 平均改定率

資産維持率及び長期前受金戻入額控除の割合を検討し、複数のパターンで平均改定率を算定した。

目標経営数値の4項目を達成するためには、本来、平均改定率を24%にする必要がある。しかし、平均改定率を15%とした場合、料金算定期間中において、経常収支比率及び留保資金残高10億円以上を保つことができ、安定して経営ができると判断したことから、15%の料金改定で財政計画の確認を行った。

下水道使用料の改定について

1. 使用料改定の経緯

年度	改定内容	基本使用料	超過使用料 (1m ³ 当り単価)			
		10m ³ まで	10m ³ を超え 20m ³ まで	20m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 200m ³ まで	200m ³ を超えるもの
平成17年度 ～	合併統一	1,155円	120円	126円	136円	147円
平成22年度 ～	値上げ	1,500円	150円	160円	165円	170円
平成26年度 ～	制度変更	1,543円	154円	165円	170円	175円
令和元年10月 ～	制度変更	1,571円	157円	168円	173円	178円

※消費税は内税

※制度変更は消費税率の変更に伴う見直し

- ・平成17年度の9町合併時に、最も安価な使用料に統一。
- ・交付税の交付対象外となっていたことから、平成22年度に基準額となる150円/m³となるよう使用料を改定。
- ・平成22年度以降は使用料改定を実施していない。(消費税率の変更に伴う改定を除く。)



○令和2年度の地方公営企業法の適用により、下水道事業の経営状況が明らかになったことを契機として、直近の財政状況の改善を行うため、使用料改定を実施する。なお、長期的な財政状況の改善に向けては、現在「登米市下水道事業経営戦略」の改定に取り組んでいる。

2. 改定の目的

使用者負担の明確化及び経費回収率の改善を主な目的とする。

- ①経費のうち、維持管理費分を使用料収入により確保することとし、経費回収率（維持管理費）100%を目指す。
- ②使用料を改定することにより、下水道使用者による適正な負担を明確にし、合わせて一般会計繰入金の削減を行う。
- ③現在の基本水量制に対し、使用水量が基本水量以下の使用者に不公平感があることから、使用料体系の見直しを行う。

3. 平均改定率

使用料算定期間（R5～R8）の維持管理費（控除額除く）を確保できる使用料となるように設定する。

- ・現行体系での使用料収入 試算：2,950,745 千円
- ・維持管理費（控除額除く）試算：3,896,738 千円 ⇒ **33%改定**

平均改定率を33%とした場合、使用料算定期間以降の令和9年度から令和11年度までは、経費回収率（維持管理費）100%を確保できる見通しとなっている。

検討状況

- ◎水道料金に関しては、経営目標数値のうち、営業収支比率及び料金回収率の目標達成はできなくなるが、料金改定期間中は経常収支比率を100%以上、また、留保資金残高を10億円以上に保つことができる「15%増」の改定を検討している。
- ◎下水道使用料に関しては、これまで抜本的な改定を行っていなかったことから、経費のうち、維持管理費分を確保することができる「33%増」の改定を検討している。

(所 見)

「登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会」及び「登米市上下水道事業運営審議会」が令和3年7月20日から令和4年9月6日までの間に各6回開催された。審議内容は、事業の経営及び料金の現状と課題、事業の財政計画や上下水道料金の改定率などである。

改定の目的は、水道料金に関しては、安全な水を安定して供給する体制の継続と、経営基盤の構築と持続可能な供給システム体制を整えることであり、下水道使用料に関しては、使用者負担の明確化と経費回収率の改善である。

上下水道部の説明に対し、委員からは、水道料金の改定は市制施行後行われておらず（現料金は旧登米地方広域水道企業団が平成16年度に改定したものである。）、保呂羽浄水場再構築事業や急激な人口減少から見ればやむを得ないとの意見もあった。

現行料金については、月20m³あたりで水道料金が5,360円、下水道料金が3,141円となっている。ロシアのウクライナ侵攻の長期化に起因するエネルギー不足と円安により、公共料金や諸物価が軒並み高騰している中での水道料金及び下水道使用料の改定案であるが、市民が納得できる料金を今後も継続して調査していきたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和4年11月4日(金) 午前9時59分～午後2時30分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
　　<消防本部>
　　「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について

　　<まちづくり推進部>
　　第2次登米市地域公共交通再編計画（素案）について
4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
　　委員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
　　伊藤 栄、氏家英人

　　(消防本部) 消防長 大森 透、次長兼予防課長 小野寺敏彦、
　　消防総務課長 佐々木祐也、
　　警防課長 木戸浦邦彦、
　　指令課長 佐藤一哉、課長補佐 武川秀和

　　(まちづくり推進部) 部長 永浦広巳、
　　次長兼地域デジタル推進監兼まちづくり推進課長 千葉昌彦、
　　まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
　　市民協働課長 佐々木美和、地域づくり推進係長 高橋和広

　　(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について

(概 要)

登米、石巻、気仙沼・本吉の3消防本部による高機能消防指令センターの共同運用について、消防の連携・協力を行う際に必要とされる「消防連携・協力実施計画」、また、事務協議会の発足に伴う規約（案）について調査したもの。

○消防連携・協力実施計画

国の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」において、連携する市町村の協議により当該計画を作成することとされ、共同指令センターの構築に有利な起債（緊急防災・減災事業債）の申請に必要な計画である。

1. 計画策定の目的

近年、全国各地において毎年のように大規模な自然災害が発生し、このような災害に備え、市町村の消防力強化が喫緊の課題であり、東日本大震災の教訓として、広域的な連携も不可欠である。

これらのことから、広域的な消防応援体制強化のため、指令の共同運用及び応援計画の見直し等による消防力の強化を目的として、計画を策定するもの。

2. 連携・協力を行う消防事務の内容

(1) 指令の共同運用

(2) 応援計画の見直し等による消防力の強化

- ア 相互応援体制について
- イ 高度な運用について
 - (ア) 直近出動
 - (イ) ゼロ隊運用について
- ウ 特殊車両等の活用
- エ 訓練、研修等の合同開催

3. 連携・協用に要する人員

(1) 指令員の現在の配置状況と共同後の配置計画（案）

	現在の配置状況	共同化配置計画	現場要員
石巻消防	19人	15人	+4人
登米消防	9人	7人	+2人
気仙沼消防	10人	7人	+3人
総 数	38人	29人	+9人

※指令の共同運用により、効率的な人員配置で現場要員の強化が図られる。

- (2) 応援計画の見直し等による消防力強化は、協定に基づき、その都度必要な人員を派遣する。

4. 連携・協力に伴う施設等の整備計画

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
協議会	○				
実施設計		○			
整備			←————→		
共同運用開始					○

5. 連携・協力に係る費用の分担方法

- (1) 指令の共同運用の費用は、検討会で協議・検討し、協議会の規約等で費用分担等を定める。
- (2) 応援計画の見直し等による災害応援出動などの職員派遣に要する費用負担は、協定に基づき定める。

6. 整備費及び維持管理費の削減効果

(※3 消防本部の指令システムとデジタル無線の合計金額)

(1) 整備費の比較 (税抜き：千円未満切り上げ)

① 単独整備費 5,310,794 千円

② 共同整備費 4,320,376 千円

【整備費の縮減率 = **18.6%**】

(2) 維持管理費 (年間保守委託費、年間回線費) の比較 (税抜き：千円未満切り上げ)

① 単独維持費 337,072 千円

② 共同維持費 304,472 千円

【年間管理費 (年間保守委託費、年間回線費) の縮減率 = **9.7%**】

(3) 維持管理費 (中間更新) の比較 (税抜き：千円未満切り上げ)

① 単独維持費 873,556 千円

② 共同維持費 579,865 千円

【年間管理費 (中間更新) の縮減率 = **33.6%**】

(所 見)

共同指令センターの構築に必要とされる「消防連携・協力実施計画」について調査した。

風水害及び地震等大規模な自然災害が発生した場合を想定し、市町村の消防力が課題となっていることから、現在は広域的な連携が不可欠である。

このようなことから、広域的な消防応援体制強化のため、登米市消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部は、平成29年4月1日付け消防消第59号「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」に基づき、指令の共同運用及び応援協力体制の見直し等による消防力の強化を目的として本計画の策定を行うとした。

3消防本部の将来予測から見る課題として、高齢化の進行に伴う救急件数及び119番件数の高止まり、災害の複雑化・多様化の他、人口減少で消防行政に係るコストが割高になっていくことが予測され、車両や資機材の導入、維持管理が困難な状況になることなどが挙げられる。これらの課題に対応するため、災害対応力の強化と指令施設の共同整備や特殊で高額な車両等の保有分担を図るとともに、効率的な人員配置により、現場要員の強化を図るといった計画内容が示された。

指令の共同運用による相互協力、火災出動、救急出動の応援体制等々、課題の整理を行い、情報共有を強化し、より完璧な計画策定を望むとともに、消防需要に迅速かつ的確に対応する連携・協力、応援体制の確立を望むものである。

■第2次登米市地域公共交通再編計画（素案）について

（概要）

一体的な公共交通ネットワークの実現に向けて策定している本計画について、今年度は現計画の最終年であり、新たに策定される3カ年（令和5年度～令和7年度）の計画内容（素案）を調査したもの。

1. 計画の概要

- これまで市民バス、住民バス、デマンド型乗合タクシーを主要な交通施策と位置付け、移動手段の確保に取り組んできた。令和元年度には、登米市地域公共交通再編計画を策定し、公共交通の再編を実施した。
- 公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しているが、公共交通施策を継続するには、市民、交通事業者、市等が課題を共有し、連携・協働の下で取り組むことが重要となる。
- 市内全域の公共交通を取り巻く実態を改めて調査・検証し、一体的な公共交通ネットワークの実現に向けて策定するもの。

本市の公共交通の課題	再編計画の方針
①利用者拡大と収支改善に向けた取組	1. 使いやすい路線・ダイヤへの調整
②鉄道・高速バスなど他の公共交通との接続強化	2. 乗継しやすいダイヤへの調整
③利便性の高い地域内交通の検討	3. デマンド型乗合タクシー導入地区拡大の推進
④高齢者等の外出支援・社会参加促進	4. 公共交通の利用者層拡大の取組
⑤環境負荷低減の取組	5. 公共交通の意識醸成
⑥公共交通利用者層拡大に向けた取組	6. 公共交通の利用拡大に向けた広報・PR
⑦持続可能な公共交通を目指した財源確保の取組	7. 財源確保の取組
⑧交流・にぎわいの創出	8. 交流・にぎわいの創出

2. 地域公共交通の再編

（1）市民バス（市内連携バス）の再編

- ① 市内高校生の通学や通院者の利便性の確保
- ② 重複路線の効率化
- ③ 回送便の活用
- ④ 市民バスと高速バス等の連携とニーズに合った運行
- ⑤ 隣接自治体への接続系統の見直し

(2) 住民バス（地域内路線バス）の再編

- ① 乗継の見直し
- ② 利用者数の少ない路線の見直し
- ③ 市民への周知

(3) デマンド型乗合タクシーの拡大

① 導入の考え方

運行事業の運営主体は、地域の実情や利用者の要望を踏まえた運行を行うため、運行事業の運営主体は、コミュニティ組織が担う。

また、議会による事務事業評価の提言を踏まえ、利便性の向上や、運営の効率化を図るため、旧町域単位による複数コミュニティ組織での協同運用なども検討する。

② 推進体制

◎運営主体（コミュニティ組織）

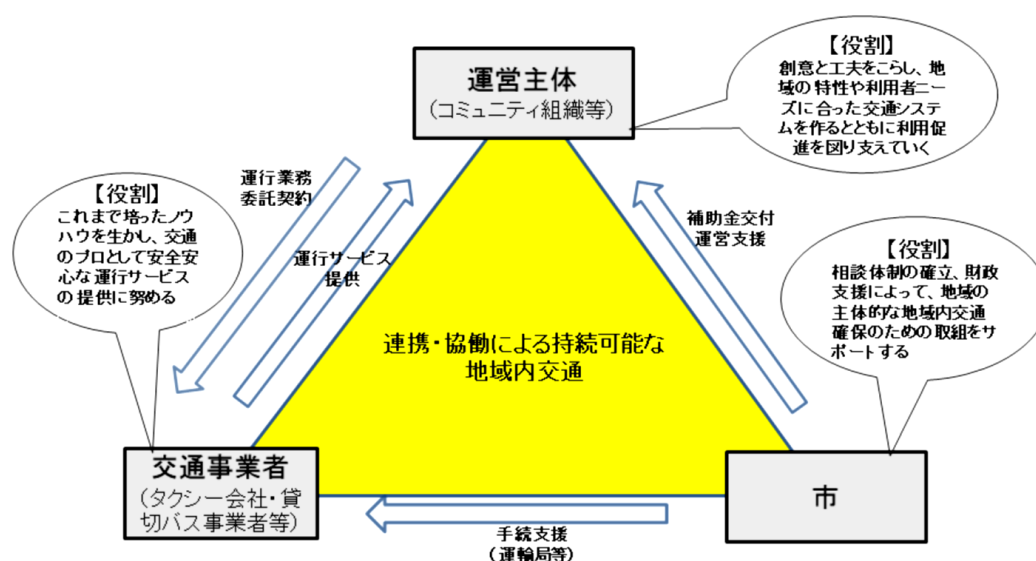
運行計画の策定、利用登録者の管理、市補助金関係事務、利用促進啓発等を行う。

◎交通事業者（タクシー会社、貸切バス事業者等）

運行計画に沿った運行、予約受付、利用者等を含む運行記録、月別・年間業務報告、運行計画に対する提案・助言、サービス改善等を行う。

◎市

運営主体への財政的支援や、運行計画策定、各種手続きに係る支援を行うなど、協働による事業推進に努める。また、交通事業者への各種手続きに係る支援や、公共交通会議での調整等を行う。さらに、未実施地区については、地域住民等への事業説明会の実施や積極的な情報発信を行い、事業の普及・啓発に努める。



(所 見)

この再編計画は、令和4年度で計画期間が終了することから、市内全域の公共交通を取り巻く実態を改めて調査・検証し、本市における一体的な公共交通ネットワークの実現に向けて、令和5年から7年度までの3年間の計画を策定するものである。

市民バスは、利便性の向上を目指し、路線および系統の改正を行いながら、各総合支所や旧町域の中心市街地から、高等学校や市民病院、市役所迫庁舎を目的地として編成されている。

また、住民バスは、スクールバスの空き時間を活用した事業であり、市民バスが運行しない地域内の輸送サービスを担い、路線ごとに1日3便程度の運行を行っている。

さらに、デマンド型乗合タクシーは、市内4地区において、人口減少や高齢化が進む中で、よりきめ細やかな移動手段の確保を図るため、コミュニティ組織を運営主体として、令和3年度から本格運用を開始している。

いずれも、市民ニーズを反映した、交通弱者には無くてはならないものとなってきていると感じる。

しかし、市民バスに関しては、乗車料金100円の見直し（距離採用型・年齢乗车型など）を図る時期にきているのではないか。また、デマンド型乗合タクシーの普及・拡大を推進し、利用者数の少ない住民バスの路線は運行を廃止して、デマンド型乗合タクシーへの転換を図るといった計画を主軸とされたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【行政視察】

1. 期 間：令和4年11月9日（水）～ 11日（金）
2. 視察先および内容
 - （1）新潟県十日町市：「移住・定住促進策の取り組みについて」
 - （2）新潟県新発田市：「新発田DMOの取り組みについて」
 - （3）新潟県三条市：「災害に強いまちづくりについて（水害対策）」
3. 参 加 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人
同 行 まちづくり推進部長 永浦広巳
総務部理事兼政策推進監 小野寺憲司
随 行 議会事務局主査 大久保潤一
4. 概 要：（別紙のとおり）
5. 所 見：（別紙のとおり）

【新潟県十日町市】移住・定住促進策の取り組みについて

■日時：令和4年11月9日（水） 午後1時45分～午後3時15分

■場所：十日町市役所

（概要）

日本有数の豪雪地帯である十日町市は、新潟県南部の長野県との県境に位置し、人口約5万人の市である。

「選ばれて 住み継がれるまち とうかまち」を目指し、多様な移住・定住促進策を積極的に展開する十日町市は、令和3年度には166名が移住している。

また、全国に先駆けて、地域おこし協力隊の制度が始まった当初から隊員を受け入れ、これをきっかけに定住者が増加するなど、先進的なケースとして注目されている。（協力隊退任後の定住割合：約7割（全国平均：約6割））

移住・定住促進策の取組

1. 総合窓口「十日町市移住コンシェルジュ」

内容 U・Iターン検討者や移住潜在層に対し、積極的な情報発信と、きめ細やかな移住相談、さらに移住後のフォローを含めた総合的なサポートを実施。（R4.4.18 オープン(委託事業)）



2. お試し移住「シェアハウス」

内容 移住希望者、十日町市の暮らしを体験してみたい方向けにお試し移住ができるシェアハウス（2棟）を用意する。

3. 東京23区からの「移住支援金」

内容 東京23区に在住、または東京圏在住で東京23区に勤務する方が十日町市にU・Iターンし、補助金対象企業等に就職した場合や起業した場合に受け取れる補助金制度。

- 世帯でU・Iターン 100万円
- 単身でU・Iターン 60万円

※18歳未満の世帯員がいる場合、1名につき30万円を加算

4. わか者・女性・子育て世代「ジモト回帰促進事業」

内容 人口減少・少子高齢化対策として、若者世代へのキャリア教育等の充実による地元就職及びUターン促進、女性及び子育て世代への働きやすい環境整備を軸とした転入増・定住促進を図る。

【事業メニュー】

- 高校生向けキャリア教育
- 県内学生地方創生インターンシップ
- 女性向け仕事紹介ウェブサイト制作
- 子育て応援企業バックアップ事業補助金
- 雪国居住空間コンテスト
- 雪コン提案プラン事業化補助金
- U・I ターン情報誌
- 地域自治組織等U I ターン促進事業補助金

5. 「ふるさと回帰支援事業」

内容 市の特徴を活かした移住体験プログラムや、首都圏で開催する移住相談会の他、移住に係る経費の一部及び宅地・住宅の取得経費の一部を支援する補助金を交付する。

6. 市出身学生「応援ふるさと便事業」

内容 市外に在住する十日町市出身学生の活躍を応援し、市の特産品を贈呈する。また、Uターン希望等を聞き取ることで、移住定住推進施策への活用を図る。

7. 「空き家バンク事業」

内容 移住定住の促進と地域活性化を図るため「空き家バンク」制度を設け、空き家情報を提供する。

8. 「婚活支援事業」

内容 結婚を希望する独身男女の婚活相談の受付、マッチングにより確度の高い出会いを創出する。また、地域全体で婚活を応援するとともに、新婚世帯を支援することで定住者の増を目指す。

9. 十日町市の「地域おこし協力隊」

特徴1 地域密着型

- ・地区の希望によって配置。(要望書を提出)
- ・地区の主体性をより引き出し、地区を活性化させる取組や活動を企画・提案し、具現化を目指す。
- ・行政からは、地区に軸足を置いた活動に従事するよう指示。

特徴2 協力隊事業を業務委託

- ・協力隊事業を「(一社) 里山プロジェクト」に業務委託。
- ・隊員を直接雇用し、市は隊員を委嘱する。



担当職員から丁寧な説明を受ける



十日町市役所にて

(所見)

十日町市は、我が国でも有数の豪雪地帯として知られており、豊かな自然と共存することで歴史・文化や産業を育んできた町である。人口は約5万人であるが、65歳以上人口は約2万人で40%を占め、一方、15歳未満人口は約5千人で約10%である。また、平成27年から令和2年の人口増減率は▲9.3%となっており、全国的な少子高齢化、人口減少・流出という深刻な問題を抱えている。

このため、「選ばれて 住み継がれるまち 十日町市」をキャッチフレーズにしている同市は、地域の持続可能性確保のためには地域外からの移住・定住の促進が重要として、移住・定住者を増やすため、様々な角度から取り組んでいる。

第一に、アートによる地域づくり・地域おこしのため、2000年から「大地の芸術祭」という3年に一度の国際芸術祭を開催し、地元民と来訪者の交流を図り、里山の自然と景観、食文化、地域の魅力等を再認識・再発見してもらい、地域の活気を生み出す大きな機会となっている。

本市は、十日町市に劣らぬ自然景観、田園風景等があるため、自然環境、自然景観のすばらしさや、東北にあっては積雪も少なく、住みやすい気候であることをもっと前面に押し出して、本市の魅力をPRした方がよいのではないかと考える。

また、十日町市は、U・Iターン補助金をはじめとし、「地元女性のための結

婚定住補助金」「U・Iターン通勤&運転免許取得支援」など、住宅、就農・ビジネス、出産・教育等に対して様々な支援事業を設けており、移住・定住を決断させるには十分な支援体制となっている。

さらに、全国に先駆けて2009年から地域おこし協力隊を導入しており、特徴的な取組として、導入初期から協力隊志望者と地域住民とのマッチングを行っている。隊員の受け入れ後の地域をしっかりとイメージすることで、ミスマッチが発生しにくく、地域おこし協力隊導入後、延べ88人が協力隊として活躍し、今も多数のエントリーがあるだけでなく、協力隊退任後の定住率は約7割と、全国の平均（約6割）を大きく上回っている状況である。

本格的な少子高齢化時代を迎えた今、9町による合併で登米市が誕生して以来、毎年、人口が減り続け、合併時には9万人を超えた本市の人口は、今や7万5千人を割り込んでいる状況である。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には本市の人口は57,440人になるとされている。人口を増やすことは今や喫緊の課題であるため、十日町市の移住・定住促進への取組を一つの参考にし、早急に対策を講じる必要性を痛感した。

【新潟県新発田市】新発田DMOの取り組みについて

■日時：令和4年11月10日（木） 午前10時～正午

■場所：新発田市役所

（概要）

新発田市は、越後平野の北部に位置し、新潟市に隣接する阿賀北の中核都市で、人口約9万5千人の市である。

平成15年7月に「月岡温泉」を有する旧豊浦町と、また、平成17年5月には海、山、川の自然資源を有する旧紫雲寺町、旧加治川村と合併している。

県内最大級の宿泊施設を有する「月岡温泉」をプラットフォームとし、城下町の歴史文化資源や、海、山、川のアクティビティが揃う恵まれた自然資源を有機的に連携させるとともに、米、アスパラガス、イチゴなどの農産物や、これらを原材料とした菓子や食品加工品等を活用して効率的なサプライチェーンを構築し、DMOの取組を展開している。

新発田DMOの取組

1. 取組状況

- 観光による回遊人口増や経済への波及効果を高めるため、企業や学校をはじめ多様な団体が連携して、観光を活用したまちづくりを進めることを目的に、平成28年に新発田市観光協会が事務局となり、新発田市観光地域づくり推進協議会を設立した。
- 同協議会設立後は、稼げる観光地づくりの舵取り役となるべく、新発田市観光協会がDMOとして認定を受け、同協議会と協働で新発田版稼げる観光地づくり事業を進めている。
- 現在は、新発田DMOが中心となって、地域資源の活用と磨き上げ、情報発信やPR、観光誘客などに加え、新発田産農産物や特産品などの輸出促進策なども進めている。

2. 事業実績

【旅行事業関係】

①台湾インバウンド誘客

- ・台湾旅行エージェントと連携して、月岡温泉及び胎内市ホテルに宿泊し、市内での観光を行う旅行ツアーを造成。

成果 インバウンド来客数 H28：5,817名 ⇒ H31：10,103名

②韓国ゴルフ三昧プラン

- ・新発田市、胎内市、聖籠町、阿賀野市のゴルフ場 10 コースと連携して、ゴルフ客を誘客。

成果 H29～H31 通算で 590 泊 520 プレーを販売

③阿賀北ゴルフ三昧プラン

- ・新潟県旅行支援プラン（コロナ対策）の日帰りプランを使った、タクシー送迎付きゴルフ日帰りプランを販売。

成果 R3～R4：約 10,895 名が利用

ゴルフ場利用額	101,751,899 円
タクシー利用額	22,175,666 円

④タクシー付き食事プラン

- ・市内飲食事業者と連携したタクシー送迎付き飲食プランを販売。

成果 R4：902 名が利用（利用料金 11,552,175 円）

【輸出関係】

①米輸出促進事業

- ・新発田産コシヒカリ、こしいぶきを海外 6 都市に輸出。

成果 H28～R4：計 1,250 t（総輸出額 242,273,000 円）

②新発田牛輸出事業

- ・ニューヨークに新発田牛を輸出。輸出は A 5 ランクのみ限定している。

成果 毎月 3 頭を輸出



【その他】

①新発田牛ブランディング

- ・新潟和牛県内 2 例目の地域ブランド「新発田牛」をブランド化。市内外飲食店で取り扱われている。

成果 A 4 以上を新発田牛として販売している。

②越後姫 4 L サイズ「姫のてまり」

- ・新潟県産ブランドいちご越後姫の特大サイズを「姫のてまり」としてブランド化。シンガポールに試験的に輸出し、今冬はニューヨークへの輸出を計画している。

成果 3 粒 1,200 円で販売し農家収入の増加に寄与。



③いちじくスイーツ

- ・新発田産「蓬莱柿」を使ったスイーツを菓子事業者と連携して開発。

成果 19事業者が参画。2年目を迎え、新発田の秋の食として定着。



新発田市議会中村副議長より歓迎の挨拶を受ける



新発田市議場にて

(所見)

新発田DMOの取り組みは「人のインバウンド 物のアウトバウンド」をより強固にするために市長が一般社団法人の会長となり、海外へトップセールスを勢力的に行っているとのことであった。

観光客誘客の点では、県内最大級の宿泊施設を有する月岡温泉をプラットフォームとし、歴史文化資源や、山・川・海のアクティビティがすべて揃っている恵まれた自然資源を有機的に連携させることで観光客目線での受け入れにつながることができ、また、加治川が潤す肥沃な大地の恵みを受け生産された農産物や、これらを原材料とした和菓子、食品加工品等を活用し効率的なサプライチェーンを構築することを目的としている。

人のインバウンドで得られる経済効果は大きく、さらには海外客とのつながりをもとに農産物の輸出などにも力を入れており、物のアウトバウンドの観点でも有機的な取り組みと感じた。

現在、本市では地域連携型DMOの取り組みを模索しているとのことであるが、本市の魅力ある自然環境や歴史文化資源、さらには農畜産物を有機的に活かすことの出来る取り組みとなるよう、先進事例を参考にし、観光客誘客はもちろんのこと、物のアウトバウンドという視点も絡められる施策となるよう望むものである。

【新潟県三条市】災害に強いまちづくりについて（水害対策）

■日時：令和4年11月11日（金） 午前10時～正午

■場所：三条市役所

（概要）

三条市は、新潟県のほぼ中央に位置し、人口約9万5千人の市である。

北西部は大河・信濃川の沖野平野となっているほか、清流・五十嵐川が市内を横断している。

三条市では、過去に2度、豪雨によって五十嵐川が氾濫する大規模水害を経験しており、過去の災害を教訓とした対策、また、豪雨災害対応ガイドブックの作成や災害対応マニュアルの策定等を行い、災害に強いまちづくりを行っている。

災害に強いまちづくりの取組

1. 三条市を襲った大規模水害

①平成16年 新潟・福島豪雨（7.13水害）

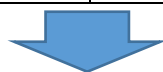
停滞した梅雨前線の影響で当時の観測史上最大の降雨量（累計雨量491mm）を観測。市内の中心部を流れる五十嵐川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生。

②平成23年 新潟・福島豪雨（7.29水害）

平成16年と同様に停滞した梅雨前線の影響で豪雨となり、観測史上最大値の降雨量を更新。（累計雨量959mm：前回豪雨災害の2倍）五十嵐川上流部での堤防決壊や山間地の土砂災害等により、広範囲にわたる被害が発生。

被害状況の比較(人的被害、家屋被害)

	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
平16 7.13	9	0	1	79	1	5,281	1	515	1,649
平23 7.29	1	0	0	2	10	400	0	13	1,518

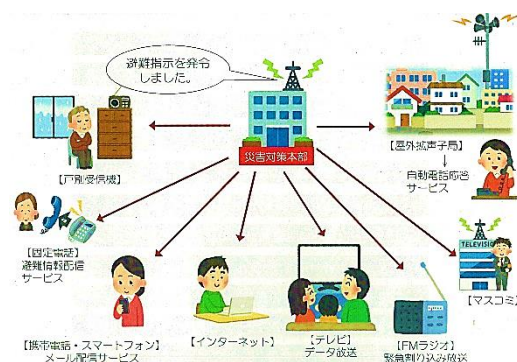


平成16年水害後のハード、ソフト両面の防災対策が功を奏し、平成23年水害時の被害を最小限に止めることができた。

2. ソフト対策の内容

(1) 情報伝達活動の多様化、迅速化

屋外拡張子局や戸別受信機による放送の他、避難情報配信サービスやメール配信サービス、テレビ、ラジオ、インターネットなど、あらゆる媒体を利用した情報伝達体制を整備。また、報道機関の強力な発信力を活用し、広範かつ迅速な情報発信につなげるべく、マスコミ対応窓口の明確化・一元化を図る。



(2) 気象情報等の収集体制の強化

適切な災害対応の基盤となる気象情報等の収集体制を強化し、言語だけでは伝わりにくい具体的な状況や切迫感を共有。

① 気象予報士の活用

(H28 に気象庁モデル事業を活用。H29 からは市の事業として防災気象アドバイザーを設置。)

② 河川監視用防災カメラの設置

③ 情報収集担当の配置

④ 危機管理型水位計の設置 (中小河川の水位を確認)

⑤ ドローンによる被災現場の情報収集 (YouTube でのライブ配信)

(3) 水害対応マニュアルの作成

平成 16 年の豪雨災害時、それぞれの役割等がわからず、災害対応に混乱が生じたことから、職員・自治会・住民等が的確な行動を行えるよう「自助」「共助」「公助」における「水害対応マニュアル」を作成。平成 16 年の水害以降実施している「水害対応総合防災訓練」では、当該マニュアル等を踏まえた役割、オペレーションの確認を行うとともに、改善につなげている。

(4) 災害時要援護者対策の強化

平成 16 年の豪雨災害時、死者 9 名のうち 7 名が高齢者であったことから、災害時要援護者支援の取組の強化が急務となり、要援護者に関する基準を定め、「災害時要援護者名簿」を作成。

(R4.9 月時点：対象者 2,406 名)

(5) 避難情報の発令基準の明確化

機を逸することなく、躊躇することなく避難情報を発令する仕組みづくり。

(6) 豪雨災害対応ガイドブックの作成

より適切な「自助」を促すため、今までのハザードマップには無かった「垂直避難」の考え方を取り入れた上で、居住場所や建物の構造により、それぞれに異なる避難行動の指針を提示した「豪雨災害対応ガイドブック」を作成。



(7) 土砂災害に係る自主避難計画の作成支援

土砂災害特有の予兆現象等を活用し、住民自ら主体的に判断して自主避難する仕組みづくりに取り組み、地域防災力の強化を図る。

(8) 災害支援物資対応マニュアルの作成等

平成16年の豪雨災害時、市職員には物流に関するノウハウがなかったため、災害支援物資の受入れに混乱が生じたことから、物流のプロである運送業者に助言・指導を求め、マニュアルを作成するとともに、「災害支援物資集積拠点運営」の実働訓練を行っている。

(9) 災害廃棄物処理計画の作成

迅速な災害ゴミの処理を進めるため、「災害廃棄物処理計画」を作成し、一斉に排出される災害廃棄物への対応をまとめた。

(10) 防災文化の創造

ごく自然に災害への備えが日々の生活に浸透している「防災文化」の創造を目指す。

- ① 「防災ステーション」「水防学習館」の整備
- ② 防災教育の推進



三条市水防学習館



三条市議会笹川副議長より歓迎の挨拶を受ける



三条市役所にて

(所 見)

令和4年7月に発生した台風4号による豪雨災害を受け、「災害に強いまちづくり」の先進地である新潟県三条市において行政視察を行った。

同市は平成16年7月、平成23年7月の2度の豪雨災害により多大な被害を受けた教訓として、豪雨災害対応ガイドブックや災害（水害）対応マニュアルを作成し、市民編、自治会編、自主防災組織編及び民生委員編の防災マニュアルを配布している。

本市でもハザードマップを作成して全戸に配布しているが、避難所の設営に対して避難住民が圧倒的に少ないという結果になっている。

ハード対策を市独自で計画するには、大きな河川や広大な土地面積からして予算規模が大きいため、国や県に対し働きかけを行うことが肝心であるが、住民の命と安全を確保する手立ては、三条市に見習い、より使いやすいハザードマップへの改訂や避難行動の基準をしっかりと市民に伝える仕組みが大切だと受け止めてきた。

それぞれの河川水位を具体的に示し、避難指示基準を明確化することで、市民

が避難行動に移るためのポイントを明確にするなど、避難誘導の手法を災害の状況ごとに示していく必要がある。また、緊急度の高い地域の指定や避難行動のタイミングなども示して、市民自らの避難行動を促していく取組みをすべきである。

ハザードマップがあれば「住民は避難するもの」という前提ではなく、自分の命は自分で守り、家族の命は家族で守る。そして、自分たちのまちは自分たちで守るという住民の防災意識の醸成こそが、公助ができる最大の役割だと感じた。

本市のハザードマップの改訂、自主防災組織への説明やワークショップの開催などを通じて、実効性をさらに向上させる取組みを急ぐ必要がある。